○令和６年度泉崎村低所得者支援給付金支給要綱

令和６年９月５日告示第71号

令和６年度泉崎村低所得者支援給付金支給要綱

（目的）

第１条　この告示は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援給付金（新たに住民税非課税となる世帯への給付・新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付・こども加算給付）（以下「支援給付金」という。）を給付する事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　支援給付金は、前条の目的を達するために、泉崎村（以下「村」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　支援給付金の支給対象者は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　令和６年６月３日（以下「基準日」という。）において、村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。以下同じ。）を世帯主とする世帯の全員の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和６年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯

（２）　基準日において、前号に掲げる世帯に属する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（基準日の翌日以後に出生した児童も含む。）

２　前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、支給対象者が他の市町村を含めて同様の趣旨の給付金を受給している場合は、支給しないものとする。

（支給額）

第４条　前条の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、前条第１項第１号に該当の場合１世帯あたり100,000円、前条第１項第２号に該当する場合児童１人あたり50,000円とする。

２　前条第１項第１号及び第２号に該当する場合、合計した額を支給する。

（受給権者）

第５条　支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

２　配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第６条　支援給付金の支給を受けようとする者は、令和６年度泉崎村低所得者支援給付金支給要件確認書（様式第１号）（以下「確認書」という。）の提出、令和６年度泉崎村低所得者支援給付金申請書（様式第２号）（以下「申請書」という。）による申請により行う。

２　確認書の提出は郵送等により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行う。

（１）　郵送申請方式　申請者が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（２）　窓口申請方式　申請者が申請書を村の窓口に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（３）　窓口現金受領方式　申請者が申請書を郵送により、又は村の窓口において村に提出し、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　申請者は、支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第７条　申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（１）　基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（２）　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及

び代理権付与の審判がなされた補助人）

（３）　親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認める者

２　代理人が支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、村は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

３　村は、代理人が第１項第１号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第２号及び第３号の者にあっては、村長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第８条　支援給付金の申請受付開始日は、村長が別に定める日とする。

２　確認書及び申請書の提出期限は、村長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第９条　村長は、第６条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し支援給付金を支給する。

２　村長は、支給を決定した対象者に対し、決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（支援給付金の支給等に関する周知等）

第10条　村長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条　村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第８条第２項の提出期限までに提出が行われなかった場合、支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　村長が第９条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条　村長は、偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条　支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条　この告示の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

別記（第５条関係）

１　配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１）　以下に掲げる事例であって、かつ、（２）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が村に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の支援給付金については、村から支給する。

ア　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において村に住民票を移していない者

イ　親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（２）　申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからイまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定により保護命令（同条第１項第１号に規定する接近禁止命令又は同項第２号に規定する退去命令）が出されていること。

イ　婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同

様のものとして取扱う。

ウ　基準日の翌日以降に住民票が村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ　アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

2　措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（1）から（6）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、村における申請・受給権者とする。

（1）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（2）　児童福祉法第27条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第１項第３号若しくは第27条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

（3）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（４） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第１項ただし書の規定により同法第38条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第30条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（５） 児童福祉法第25条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

（６） 児童福祉法第23条第１項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

３ 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（１）又は（２）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、村の住民基本台帳に記録されている者については、村における申請・受給権者とする。ただし、村で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

（１） 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の４若しくは第16条第１項第２号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた

保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（２か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（２）　「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の４第１項及び第11条第１項の規定による入所等の措置等が執られている者（２か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

４　ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、村において住民基本台帳に記録されたときは、村における申請・受給権者とする。

５　無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると村に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを村長が相当と認めるときは、村における申請・受給権者とする。

様式第１号（第６条関係）

発行日　令和　年　月　日

泉崎村長

（公印省略）

泉崎村低所得者支援給付金支給要件確認書

泉崎村低所得者支援給付金支給要件確認書について、令和６年度住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和　年　月　日までに、この確認書を返送してください。

支給方法	
支給日	
支給口座	
支給額	円
（内訳）	円　※非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に１０万円
加算分	円　※１８歳以下の子１人当たり５万円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

□　①	世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
□　②	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
□　③	既に当該給付金（１世帯当たり 10 万円）の支給を受けた世帯、又は世帯主であった者を含む世帯ではありません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
（いずれか１つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右欄にレ印をご記入ください。　【　私の世帯は給付金を受給しません　□　】
上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和　年　月　日	連絡先電話番号	

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、
上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか１つのチェック欄（□）にレを入れてください。
上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、
□　①世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込みを希望します。（通帳等の写しは不要）
※　マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
□　②下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込みを希望します。（通帳等の写しは不要）
□　住民税等の引落口座　□児童手当等の受給口座　（希望する場合はいずれか１つをチェック）
※　この口座への振込みを希望する場合、当該口座の確認について、税務局等に照会することを承諾します。
□　③下記の口座への振込みを希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号（※右詰めでお書きください）	口座名義（カナ）（※通帳の表記に合わせてください）
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目が必ず数字になるようご記入ください）		通帳番号（※右詰めでご記入ください）	口座名義（カナ）（※通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1　0　※			

（注）金融機関でご口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、泉崎村役場税務課（0248-53-2113）までお問い合わせください。
代理人が確認する場合は、右面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ / 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成　年　月　日	日中に連絡可能な電話番号　（　　）

上記の者を代理人と認め、給付金の（確認・請求 / 受給 / 確認・請求及び受給）を委任します。←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

左面の上の方に記載の口座以外の口座で③に記入した口座への振込みを希望される場合は、記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。
※ 左面の上の方に記入の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込みを希望される場合は不要

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか１つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

左面の上の方に記載の口座以外の口座への振込みを希望される場合

又は　代理人が確認（受給）する場合　には提出してください

様式第２号（第６条関係）

令和６年度泉崎村低所得者支援給付金申請書兼請求書

受付印

泉崎村長　　様

1. 支給対象者

記入日　令和　年　月　日

（フリガナ） 氏　　名	性別	生年月日	支給対象者の現住所
		年　月　日	泉崎村大字　　字 電話　　（　　）

※自書の場合は、押印を省略することができます。
※誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意の上、申請します。

※世帯全員の課税証明書（令和６年度）を提出してください。
（非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の確認を行います。）

2. 申請額・請求額

申請額・請求額		円	

3. 受取方法

指定の金融機関口座（原則、1. の支給対象者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	（フリガナ） 口座名義
	銀行 協同組合 信用金庫 労働金庫				
金融機関番号		店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

(1) 低所得者支援給付金（以下「支援給付金」という。）の支給要件の該当性などを審査するため、村が必要な住民票情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関などに求めることに同意します。
(2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(3) この申請書は、村において支給決定をした後は、支援金の請求書として取り扱います。
(4) 村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、村が定める期限までに支給対象者に連絡・確認ができない場合には、村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(5) 支援金の受給後、助成金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還します。

（裏面もご確認ください）

振込先金融機関口座確認書類（添付）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳の写し

申請者本人確認書類（添付）

次のいずれかを添付

・運転免許証のコピー　・マイナンバーカードのコピー　・健康保険証のコピー等

※　代理申請（受給）を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

様式第３号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

様

泉崎村長
（公印省略）

令和６年度泉崎村低所得者支援給付金支給決定通知書

令和６年度泉崎村低所得者支援給付金について、下記の内容に決定しましたので通知いたします。

記

１　世帯代表者　　様

２　給　付　額　　円

３　支 給 方 法　　以下の金融機関の指定口座に振込みます。
　　銀行
　　支店
　　口座番号　普通　123***
　　ｲｽﾞﾐ　ﾀﾛｳ

４　振　込　日　　令和６年　月　　日（　）

（お問い合わせ先　泉崎村役場　税務課　電話番号　0248-53-2113）